

平成29年度第1回広島県動物愛護管理推進協議会

次 第

日時：平成29年 7月 6日（木）
10：00～12：00

場所：県庁本館4階
広島海区漁業調整委員会委員室

1 食品生活衛生課長あいさつ

2 議題

(1) 動物愛護管理業務のあり方に係る検討について

(2) 犬猫の殺処分頭数削減に向けたこれまでの取組及び今後の取組例について

(3) 検討すべき新たな取組例について

(4) その他

出席者名簿

区 分	所 属	役職名	氏 名
1 学識経験者	広島都市学園大学健康科学部	教 授	田 丸 政 男
	広島市安佐動物公園元園長 (帝京科学大学元教授)		福 本 幸 夫
2 獣医師会	公益社団法人広島県獣医師会	常 務 理 事	寺 川 康 彦
3 関係業界団体	広島県ペットショップ連合会	会 長	沖 本 秀 和
4 動物愛護団体	公益社団法人日本愛玩動物協会広島県支所	支 所 長	宮 崎 誠
5 研究機関	広島県立総合技術研究所保健環境センター	次 長	高 尾 信 一 (代理出席)
6 地域住民	一般財団法人広島県環境保健協会 地域活動支援センター		(欠席)
7 関係行政機関	広島県健康福祉局食品生活衛生課	課 長	松 岡 俊 彦
	広島県動物愛護センター	所 長	富 永 健
	広島市動物管理センター	所 長	鈴 木 裕 子
	呉市動物愛護センター	所 長	佐 々 木 一 隆
	福山市動物愛護センター	所 長	古 賀 聖 得

平成29年度第1回広島県動物愛護管理推進協議会

1	動物愛護管理業務のあり方に係る検討について	1
2	犬猫の殺処分頭数削減に向けたこれまでの取組及び 今後の取組例について	2
3	検討すべき新たな取組例について	3
4	平成28年度の犬・猫の致死処分数等（速報値）	7

動物愛護管理業務のあり方に係る検討について

1 趣 旨

平成 28 年 8 月から本県における犬猫の殺処分が事実上なくなったことを踏まえ、今後の動物愛護管理業務のあり方について検討する。

2 目指す姿

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現

県民に「動物愛護」と「適正飼養」の考え方が浸透して次の状態が保たれている

- 殺処分対象の犬猫がゼロとなり、その状態が維持されている。
 - ※ 県内の動物愛護センターに収容される犬猫が少ない。
 - ※ 収容した犬猫については、元の飼い主へ返還又は一般家庭や団体へ譲渡されている。
- 動物を愛護する気風が招来され、動物の虐待や遺棄がない。
- 動物が適正に取り扱われ、動物による被害・迷惑のない状態が維持されている。

3 現状と課題

- 動物愛護団体への殺処分対象の犬猫の引渡しにより、平成 28 年 8 月からは、広島県内の動物愛護（管理）センターにおける犬猫の殺処分は事実上なくなっているが、犬猫の収容数は依然 5,000 頭を超える状況にあり、早急に収容頭数の削減対策を進める必要がある。
- 殺処分対象の犬猫の引渡しをそれぞれ一つの動物愛護団体へ継続して行うことは、将来的に収容能力に課題が出るなどのリスクがある。これを回避するため、当該団体以外の団体や個人への譲渡促進を検討する必要がある。
- 長期的に、事実上殺処分のない状態を継続して、「人と動物との調和のとれた共生社会」を達成するため、県民に「動物愛護」と「適正飼養」の考え方が浸透するよう、動物愛護教育を強化する必要がある。

4 検討事項

- (1) 実施可能な新たな取り組み
- (2) (1) の結果及びこれまで実施してきた取り組みを踏まえた、今後の業務のあり方

犬猫の殺処分頭数削減に向けたこれまでの取組及び今後の取組例について

項目		広島県のこれまでの主な取組等	検討すべき新たな取組例
1 收容頭数削減対策	野良犬猫		
	① 野良犬捕獲	<ul style="list-style-type: none"> ■ 動愛 C による捕獲 (S55～) ■ 野良犬対策協議会設立支援 (H26.4 月～) ※市町・地域住民等の協力 等 	
	② 野良犬・野良猫を産み出さないための対策 ・飼犬猫の遺棄禁止 ・飼犬の放飼い禁止 ・飼犬猫の屋内飼育 ・飼犬猫の不妊去勢手術 ・野良犬猫への無責任なエサやり防止 等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 啓発・個別指導 (S55) ■ 地域猫活動推進 (H26.4 月～) ・ガイドライン策定 (H27.11 月) ・地域猫不妊手術無料制度 (H28.4 月～) ※200 頭 (先着順) ■ 市町への補助金交付 (H27.4 月～) ※200 千円 × 20 市町 ※野良対策普及啓発 等 	<ul style="list-style-type: none"> □ マイクロチップ装着の推進 □ 猫の登録制度の導入 □ 野良猫 TNR の推進 □ 飼犬猫の不妊去勢手術の促進強化 □ 無責任なエサやり対策の推進 □ 遺棄等に対する罰則強化
	③ 引取 (所有者不明)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 定時定点引取 (S55～H27.3 月末) ・定点数 230 (S55) → 199 (H5) → 97 (H17) → 24 (H23) ・定時定点引取廃止 (H27.3 月末) ■ 全ての引取に相談対応 (H27.4 月) ※窓口動愛 C (1 か所) 	
	飼犬猫		
④ 引取 (所有者) ・犬猫の終生飼育指導 ・飼犬猫の不妊去勢手術啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 引取有料化 (H23.7 月) ※成犬猫 2,000 円, 子犬猫 400 円 ■ 引取拒否規定 (H25.9 月) 	<ul style="list-style-type: none"> □ 引取手数料の引き上げ □ 飼犬猫の不妊去勢手術の促進強化 	
⑤ 多頭飼育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個別指導 (S55～) 	<ul style="list-style-type: none"> □ 多頭飼育者の届出制度 	
2 返還譲渡促進	⑥ 飼育環境	<ul style="list-style-type: none"> ■ 群管理 (S55～) ※殺処分優先の施設構造 ※譲渡犬・迷い犬の個別收容施設無 	<ul style="list-style-type: none"> □ 收容した犬猫の健康管理・感染症予防の強化
	⑦ 個人譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ■ 收容犬猫の譲渡 (S55～) 子犬・子猫譲渡 (H18.4 月～) 成犬・成猫譲渡 (H26.4 月～) 管外希望者への譲渡 	<ul style="list-style-type: none"> □ ミルクボランティア制度 □ 譲渡犬猫の不妊去勢手術実施 □ 譲渡場所の拡大 □ 譲渡動物の効果的な展示
	⑧ 団体等譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ■ 団体譲渡登録制度 (H21.4 月～) ■ 殺処分対象の全頭引き渡し (犬: H28.4 月～, 猫: H28.8 月～) 	<ul style="list-style-type: none"> □ 登録団体等の範囲拡大 (ペットショップ等) □ 登録団体等への補助金交付
	⑨ ホームページの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 譲渡犬猫の写真掲載 (H22.12 月～) ■ 迷い犬猫の写真掲載 (H23.1 月～) ■ HP 情報の充実 (H29.4 月～) 	<ul style="list-style-type: none"> □ 団体等が行う譲渡会情報を掲載
3 動物愛護教育	⑩ どうぶつ愛護のつどい	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町と協働開催 (S56～) ※毎年各市町で開催 (管内市町を巡回) ※絵画コンクール表彰式 等 	<ul style="list-style-type: none"> □ ボランティアとの連携
	⑪ 動物愛護教室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 動物愛護センターでの啓発 (S55～) ■ ふれあい動物愛護教室 (S56～) ※園児, 小学低学年対象 (出張) ■ 命を考える動物愛護教室 (H22.4 月～) ※小学高学年以上対象 (出張) 	
	⑫ 適正飼育指導	<ul style="list-style-type: none"> ■ 啓発・個別指導 (S55～) ■ 飼育講習会 (対象: 譲渡希望者) (H6.4 月～) ■ しつけ方教室 (H7.4 月～) 	<ul style="list-style-type: none"> □ 講習会等の受講対象の拡大 (ペットショップ等との連携)
	⑬ 動物愛護イベント	<ul style="list-style-type: none"> ■ 動物愛護イベント (H26～) ※講演会 (杉本彩) (H26) ※コンサート (ダイスケ) (H27) ※キャンペーン (島谷ひとみ) (H28) 	<ul style="list-style-type: none"> □ 動物に興味のない者への動物愛護教育の実施
	⑭ 啓発チラシ作成配布等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 作成・配布 (S55～) ■ ツイッター・FB の活用 (H26～) ■ アストロビジョン (マツダスタジアム) の活用 (H27～) 	

検討すべき新たな取組例について

1 収容頭数削減対策

(1) 野良犬猫対策

対 策	メリット	デメリット	取 組 例
マイクロチップ装着の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保護した犬猫の返還が促進できる。 ○遺棄が抑制できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○猫の場合は、係留義務がないため、飼猫か否か不明確な場合も多く、この場合は装着されない可能性が高い。 ○地域猫の扱いについて、検討する必要がある。 ○飼主に負担が発生する。 <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロチップ挿入費用 ・マイクロチップ登録費用 	<ul style="list-style-type: none"> ●マイクロチップ装着支援制度 制度を設けている自治体：4自治体 ※4政令市 ●譲渡犬猫へのマイクロチップ装着 実施している自治体：24自治体 ※15都道府県，9政令市 ●マイクロチップリーダーの普及推進 ●マイクロチップ装着の義務化 ※国において、検討中
猫の登録制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○猫の飼育状況の把握が可能となり、遺棄を抑制する一定の効果が期待できる。 ○マイクロチップ挿入等を義務付けることにより、保護した猫の返還が促進できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○係留義務がないため、飼猫か否か不明確な場合も多く、この場合は登録されない可能性が高い。 ○地域猫の扱いについて、検討する必要がある。 ○登録事務を所掌する機関の調整が必要である。 (狂犬病予防法に基づく犬の登録事務は、市町が実施) ○動物愛護センターに収容される犬猫のほとんどが飼い主不明であり、収容数削減への大きな効果は期待できない。 ○飼主に登録費用の負担が発生する。 	<p><参考></p> <p>猫の登録制度を設けている自治体 条例で規定：14市町村 要綱等で規定：6市町村 ※条例で制度を定めている場合の主な目的は環境保全である。</p>
野良猫 TNR の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○野良猫の頭数増加の抑制が期待できる。 ○猫の管理を求めるものではないため、地域猫と比較して実施が容易である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援対象の選択を慎重に行う必要がある。 ○対象猫の管理（糞尿の処理等）を求めるものではないため、糞尿等の被害で困っている住民の理解が得られない可能性がある。 ○地域猫活動との両立が困難な場合がある。 ※行政としては、猫の管理を行う地域猫活動の方が好ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●野良猫 TNR への支援制度導入 飼主のいない猫の不妊去勢手術支援制度を設けている自治体：93自治体 2都道府県 14政令市，中核市 77その他の市町村(特別区を含む) ※実質的な地域猫活動を求めている自治体を含む
飼犬猫の不妊去勢手術の促進強化	<ul style="list-style-type: none"> ○飼犬猫のみだりな繁殖及び、飼犬猫が野良犬猫の繁殖に関与することが防止できる。 ○不適切な多頭飼育や安易な飼育放棄、遺棄などが防止できる可能性がある。 ○不妊去勢手術により、一部疾患が予防できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○飼主に対して、不妊去勢手術の必要性を理解させる必要がある。 ○飼主に手術経費負担が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●飼犬猫の不妊去勢手術支援制度 制度を設けている自治体：257自治体 1都道府県 24政令市，中核市 232その他の市町村(特別区を含む)

対 策	メリット	デメリット	取 組 例
無責任なエサやり対策の推進	○野良犬猫の頭数増加を抑制できる可能性がある。 ○野良犬猫による迷惑を軽減できる可能性がある。	○無責任なエサやりと、その他のエサやり（保護目的等）の判別が困難である。 ○一部の住民や団体の理解が得られない可能性がある。	●無責任なエサやり禁止制度の導入 ・和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例（H29.4改正施行） ・京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例（H27.7施行）
遺棄等に対する罰則の強化	○遺棄に対する抑止力となる可能性がある。	○罰則は動物愛護管理法に規定されており、県としての上乗せは困難である。 <参考> ・愛護動物を遺棄・虐待した場合→100万円以下の罰金 ・愛護動物を殺傷した場合→2年以下の懲役または200万円以下の罰金	

(2) 飼犬猫対策

対 策	メリット	デメリット	取 組 例
引取手数料の増額	○飼主による犬猫の引取依頼の抑止力となる。	○現在、致し方ない理由の場合のみ引取りを行っており、手数料増額による抑止効果は少ないと思われる。	
飼犬猫の不妊去勢手術の促進強化	○飼犬猫のみだりな繁殖及び、飼犬猫が野良犬猫の繁殖に関与することが防止できる。 ○不適切な多頭飼育や安易な飼育放棄、遺棄などが防止できる可能性がある。 ○不妊去勢手術により、一部疾患が予防できる。	○飼主に対して、不妊去勢手術の必要性を理解してもらう必要がある。 ○飼主に手術経費負担が発生する。	●飼犬猫の不妊去勢手術支援制度の導入
多頭飼育者の届出制度の導入	○問題化以前には把握しにくい多頭飼育を把握できる。 ○届出窓口での指導が可能。 ※指導：繁殖制限措置を含む適正飼育指導 必要に応じて譲渡指導 ○届出頭数を超える飼養への抑止力となる。	○飼い主からの自主届出に委ねていることから、多頭飼育者を全て把握することが難しい。 ※届出のある多頭飼育者は適正飼育されている事例が多く、指導を必要とする多頭飼育者は問題が起こってから把握されることが多い。 ○多頭飼育の定義がないため、届出基準を検討する必要がある。	<参考> 届出制を設けている自治体：13 ※8都道府県，5市

2 返還譲渡促進

(1) 収容犬猫の飼育管理環境の改善

対 策	メリット	デメリット	備 考
収容犬猫の健康管理・感染症予防の強化	○施設内での感染症発生などによる譲渡不適犬猫の増加、返還犬猫の健康不良を防止できる。 ○譲渡希望者（団体）が増加する可能性がある。	○現在の施設では、施設構造上、感染症予防のための隔離や個別収容が困難である。	

(2) 個人譲渡の促進

対 策	メリット	デメリット	備 考
ミルクボランティア制度の導入	○殺処分対象とせざるを得ない離乳前の犬猫を譲渡可能にできる。	○飼育能力のあるボランティアの確保、経費負担者を含む制度の構築が必要 ※現時点では、離乳前の犬猫は動物愛護団体に譲渡	・制度がある自治体：30自治体 試行的に実施している自治体：13自治体
譲渡犬猫の不妊去勢手術実施	○譲渡後に飼養者が不妊去勢措置を実施する必要がなく、譲渡希望者が増える可能性がある。 ○譲渡後の家庭等において、飼犬猫のみだりな繁殖及び、飼犬猫が野良犬猫の繁殖に関与することが防止できる。	○不妊去勢手術は飼主責任で行うべきとの考え方があり。	・譲渡用犬猫の不妊去勢手術を実施している自治体 子犬：20自治体 成犬：36自治体 子猫：20自治体 成猫：40自治体
譲渡場所の拡大 (センター以外に譲渡場所を設ける等)	○譲渡の機会が増加する。 ○動物愛護センターに来所できない県民にも譲渡が可能となる。	○譲渡場所まで遠距離搬送する場合、動物の負担が大きい。 ○譲渡の実施者、場所、タイミング、期間等を検討する必要がある。	
譲渡動物の効果的な展示	○譲渡希望者が増加する可能性がある。 ○譲渡希望者以外の見学者が増加し、動物愛護教育がより行いやすくなる可能性がある。	○現在の施設では、施設構造上、展示方法の改善が困難である。	

(3) 団体等譲渡の促進

対 策	メリット	デメリット	備 考
登録団体等の範囲拡大	○譲渡の機会が増加する。	○対応可能な施設を抽出し、協力依頼をする必要がある。	・ペットショップ等における収容犬猫の譲渡等
登録団体等への助成金交付	○動物愛護センターから犬猫を引取る団体の経済的負担の軽減が可能である。	○動物愛護センターの犬猫の収容頭数を削減しない限り、根本的な対策にならない。	
団体等が行う譲渡会情報のHP掲載	○団体等からの譲渡が促進されることにより、団体の動物愛護センターからの受け入れ可能頭数が増加する。	○譲渡会について、動物愛護センターの責任で行うものではないことを明らかにする必要がある。	

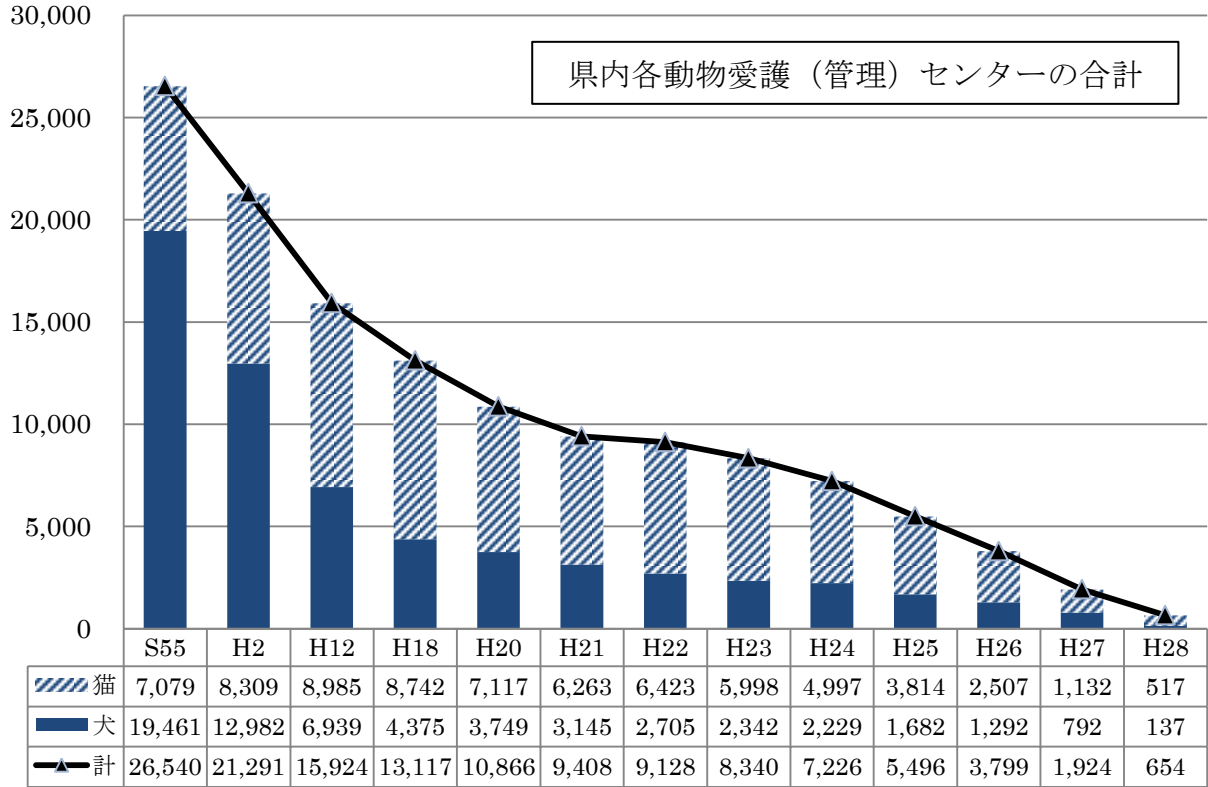
3 動物愛護教育

対 策	メリット	デメリット	備 考
ボランティアとの連携	○行事の内容の充実や、回数の増加が期待できる。	○協力可能な団体等を募る必要がある。 ○内容の調整等が必要となる。	
講習会等の受講対象の拡大 (ペットショップ等との連携)	○終生飼養、適正飼養に関する動物愛護教育対象の拡大が期待できる。	○対応可能な施設を抽出し、協力依頼をする必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットショップ等において、飼養希望者に対して譲渡講習会を実施する。 ・動物愛護センターにおける飼育講習会の受講対象を、ペットショップでの購入者等にも拡大する。
動物に興味のない者への普及動物愛護教育	○県民に動物愛護思想を浸透させることができる。	○現状では、動物愛護に興味のない者に動物愛護教育を行う機会が非常に少なく、興味を持ってもらう教育方法を検討するとともに、教育機会を増やす必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では、動物愛護教育対象は、動物愛護教室開催施設や、動物愛護センター来所者に限られている。

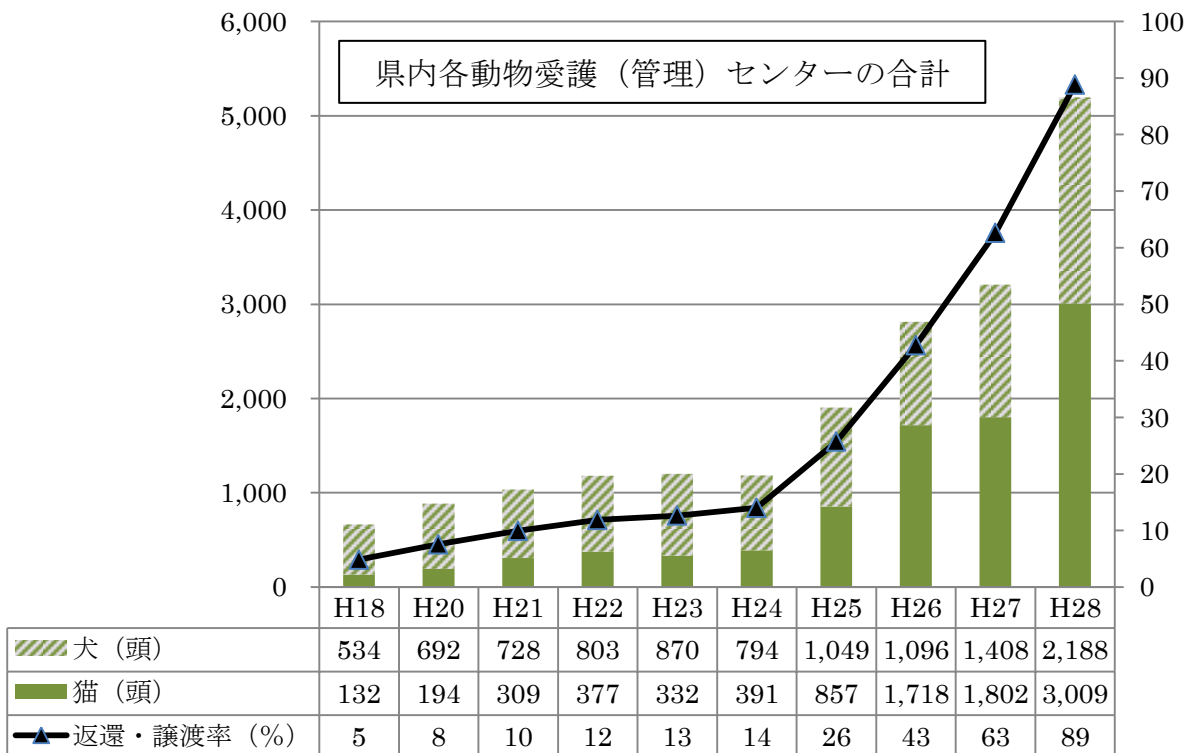
平成 28 年度の犬・猫の致死処分数等（速報値）

		収容頭数				返還譲渡頭数			致死処分数
		保護	引渡	所有権放棄	計	返還	譲渡	計	計
広島県	犬	122	1,409	39	1,570	36	1437	1,473	95
	ねこ		898	26	924	1	649	650	291
	計	122	2,307	65	2,494	37	2086	2,123	386
広島市	犬	15	97	10	122	66	46	112	4
	ねこ		1,090	41	1,131	4	1107	1,111	15
	計	15	1,187	51	1,253	70	1153	1,223	19
呉市	犬	57	155	4	216	18	195	213	7
	ねこ		699	9	708	0	707	707	2
	計	57	854	13	924	18	902	920	9
福山市	犬	15	390	17	422	45	345	390	31
	ねこ		737	20	757	2	539	541	209
	計	15	1,127	37	1,179	47	884	931	240
合計	犬	209	2,051	70	2,330	165	2,023	2,188	137
	ねこ		3,424	96	3,520	7	3,002	3,009	517
	計	209	5,475	166	5,850	172	5,025	5,197	654

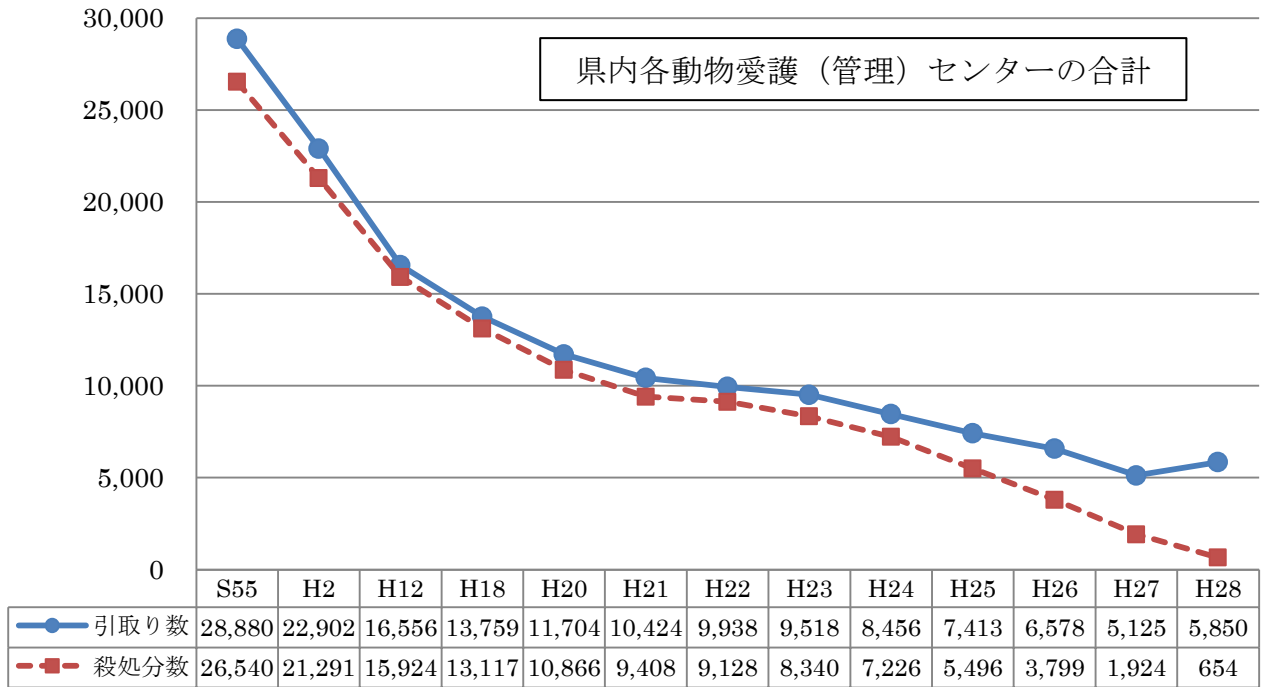
広島県における犬猫殺処分数の推移



広島県における返還・譲渡数の推移

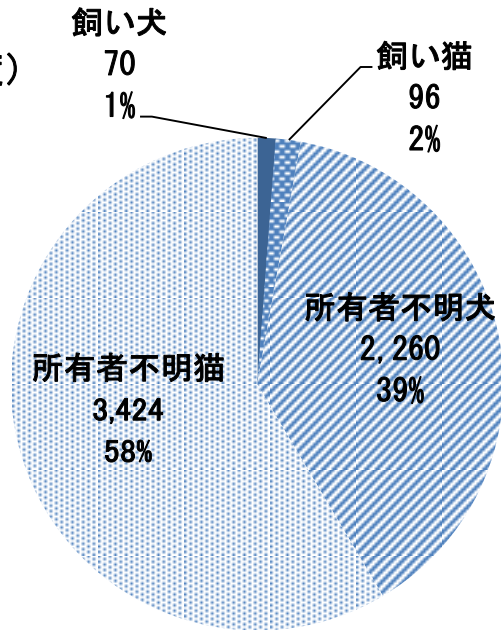


広島県における犬猫引取り数の推移



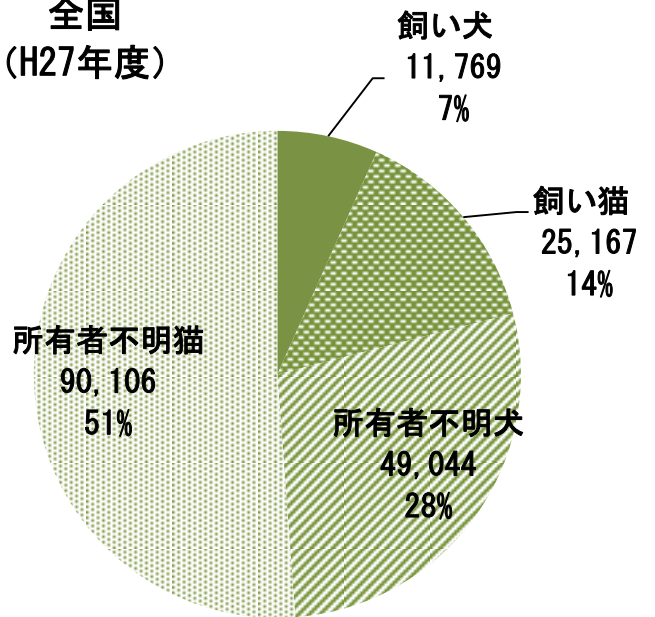
広島県における犬猫の引取りの状況（平成 28 年度）

広島県 (H28年度)



飼い犬猫 : 飼主不明
3% : 97%

全国 (H27年度)



飼い犬猫 : 飼主不明
21% : 79%